

産 業 開 発 用 資 研	道路 用 設 備		二二年
	倉庫業用設備		二二年
	備 用 輸 送 に 附 帯 す る 設 備		一〇年
	の 分 並 装 掲 に よ り 前 掲 の 機 械 及 び 其 の 他 の 機 械 の 区 別 を 行 う に あ ら わ ず の 機 械 及 び 其 の 他 の 機 械	その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一七年 八年
	建 設 機 械 及 び 建 物 附 属 機 械	恒温室、無響室、電磁しや温室、放射線同位元素取扱室その他の特殊室に設置した内部構造又は建物附属設備	五年
	構築物	風どろ、試験水そう及び防塵ガス又は工業薬品貯蔵用、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	五年 七年
	工具		四年
	器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四年
機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機、汎用金属加工機、その他これらに類するもの その他のもの	七年 四年	
ソフトウェア		三年	

四のつち「以下「省令」といふ。）」を「以下「省令」といふ。）」に改める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行し、平成二十四年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

2 平成二十三年度以前の補助金等で平成二十四年度以降に繰り越されたものに係る財産については、なお従前の例による。

○環境省告示第八十四号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条の規定に基づき、水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年十二月環境省告示第五十九号)の一部を次のように改正し、平成二十四年五月二十五日から施行する。

平成二十四年五月二十三日

環境大臣 細野 豪志

付表7を次のように改める。

付表7

1, 4-ジオキサンの測定方法
第1 活性炭抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法
1 試薬
(1) 水
日本工業規格K0557に規定するA3又はA4のもの(注1)

- (2) アセトン  
日本工業規格K8034に定めるもの(注1)
  - (3) メタノール  
日本工業規格K8891に定めるもの(注1)
  - (4) 1, 4-ジオキサン  
日本工業規格K8461に定めるもの
  - (5) 1, 4-ジオキサン標準原液(1g/L)  
1, 4-ジオキサン標準物質100mgを全量フラスコ100mlに採り、メタノールを標線まで加えたもの(注2)(注3)
  - (6) 1, 4-ジオキサン標準液(100mg/L)  
1, 4-ジオキサン標準原液10mlを全量フラスコ100mlに採り、メタノールを標線まで加えたもの(注2)
  - (7) サロゲート原液(1g/L)  
1, 4-ジオキサン-d8標準品100mgを全量フラスコ100mlに採り、メタノールを標線まで加えたもの(注2)
  - (8) サロゲート溶液(100mg/L)  
サロゲート原液10mlを全量フラスコ100mlに採り、水を標線まで加えたもの(注4)
  - (9) 内標準原液(1g/L)  
メタノール適量及び4-プロモフルオロベンゼン100mgを全量フラスコ100mlに採り、メタノールを標線まで加えたもの(注5)
  - (10) 内標準液(100mg/L)  
内標準原液10mlを全量フラスコ100mlに採り、アセトンを標線まで加えたもの(注2)
- (注1) 1, 4-ジオキサンを含まないことを確認しておく。  
(注2) 暗所-20 以下で保存する。  
(注3) 標準原液は、アセトンで調製してもよいが、添加回収試験等で試料に加える標準液に含まれるアセトンの量は、試料体積の0.005%以下とする(200mlの試料では、10μl以下)。これを超えると急激に回収率が低下し、0.1%では回収率が30%程度となる。  
(注4) 暗所4 で保存し、保存期間は1か月とする。  
(注5) 市販のVOC用の4-プロモフルオロベンゼン(1,000mg/Lメタノール溶液)を用いてもよい。この場合、暗所-20 以下で保存する。
- 2 器具及び装置
- (1) カートリッジ型活性炭カラム  
アセトン20ml及び水40mlを順に通水してコンディショニングしたもの(注1)
  - (2) カートリッジ型ODS又はポリスチレン樹脂充填カラム(注1)(注6)  
あらかじめアセトン10mlと水20mlで洗浄したもの
  - (3) 固相抽出装置  
加圧通水式のもの(注7)
  - (4) ガスクロマトグラフ質量分析計
    - (a) キャピラリーカラム  
内径0.25mm、長さ30mの化学結合型溶融シリカ製のものであつて、内面にポリエチレングリコールを0.5μm程度の厚さで被覆したもの又はこれと同等の分離性能を有するもの(注8)